

募集  
recruit

## 各地区のみかんの出荷者とアグリン館サポーターを募集します！

**里**の駅アグリン館では、昨年度、風布・小林・金尾・桜沢・折原・鉢形の各地区のみかんを買い取り、味わいもさまざまな各地区的「寄居蜜柑ジュース」を作りました。

今年度も、寄居蜜柑ジュースの原料となる町内各地区のみかんを出荷いただける方を募集するとともに、アグリン館スタッフと一緒に町内の農産物を加工・製造する「アグリン館サポーター」を募集します。地元で採れた農産物を使って、「ご当地」ジュースやジャムを作ってみませんか。詳しくはお問い合わせください。

## みかんの買い取り

▶期間／10月～平成31年2月末

▶買い取り金額／1kg当たり150円(予定)

※①氏名 ②住所 ③電話番号 ④出荷重量(kg)・出荷時期をお知らせください。

## アグリン館サポーター

アグリン館スタッフと一緒に加工・製造を行います。都合のいい時間に参加できます。加工・製造作業が初めての方も、スタッフが丁寧に教えますので安心してご応募ください。

※①氏名 ②住所 ③電話番号をお知らせください。

催し  
event

## 寄居の魅力を再発見 町民ハイキングにご参加ください！

スマイルポイント  
対象事業

**町**体育協会(黛行雄会長)と町コミュニティ協議会(神岡高秋会長)では、子どもから年配の方まで楽しめる「町民ハイキング」を実施します。今年は、男衾かたくり友の会(嶋田勲会長)の方々にご協力をいただき、三ヶ山緑地公園から不動寺・東全院・天神山見晴台等を巡ります。歩いて寄居の魅力を再発見してみませんか。事前の申し込みは不要ですので、当日直接お越しください。



▶日時／10月27日(土)午前8時受付開始  
8時15分開会セレモニー、8時30分出発、正午解散予定

▶集合・解散場所／三ヶ山緑地公園(県環境整備センター内)

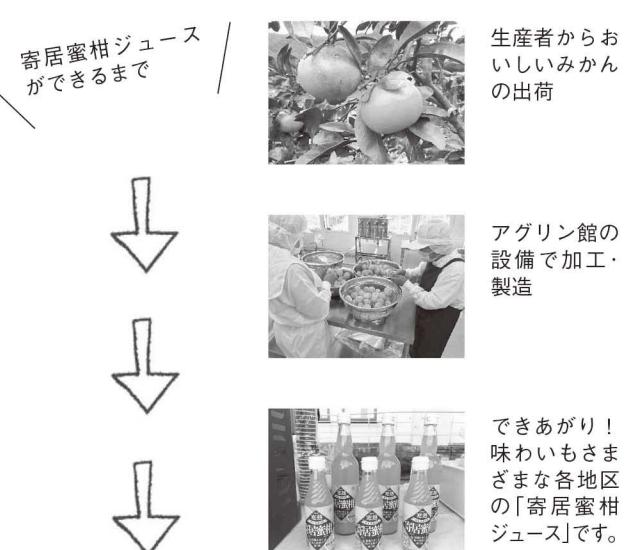
▶持参するもの／運動しやすい服装、雨具、タオル、飲み物等

▶費用／無料

▶その他／参加賞を用意しています。雨天等で中止の場合は、防災行政無線放送等でお知らせします。開催の有無については、当日の午前7時以降に役場へお問い合わせください。

※県環境整備センター三ヶ山門は、午前8時開門です。8時以前にご来場される場合は、国道254号(ホンダ寄居工場)方面、または西ノ入方面から計量所脇のゲート(コース図内参照・午前7時開門)を通ってお越しください。

問町体育協会事務局(生涯学習課内 581-2121内線531)



## 申し込み・問い合わせ

里の駅アグリン館(折原1810-2、577-3743)

開館時間：午前8時30分～午後5時15分

休館日：月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)

年末年始

## 浄化槽の維持管理できれいな水を守りましょう！

**浄**化槽は、微生物の働きにより家庭からの排水等を分解・浄化し、きれいな水にしてから放流するための設備です。家庭からの排水の多くは側溝や水路を通り、河川へ流れています。川の汚濁原因は、生活排水が7割以上を占めるといわれ、大切な水環境を守るには、生活排水を適正に処理してから放流することが大切です。浄化槽の微生物が十分に働くよう、浄化槽の正しい使用と適正な維持管理を行い、きれいな水を守りましょう！

問生活環境エコタウン課(581-2121内線224)

## 浄化槽に必要な3つの維持管理

## 1 保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充等を行います。保守点検の回数や点検内容は、浄化槽の種類や大きさによって異なります(一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合年3回以上)。県知事の登録を受けた保守点検業者と契約し行ってください。

## 2 清掃

浄化槽内に生じた汚泥の引き出しや機器類の洗浄等を、年1回以上行います。町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

## ▶町許可清掃業者

益榮商事株(581-1745)

株ロビン(584-2644)

## 3 法定検査

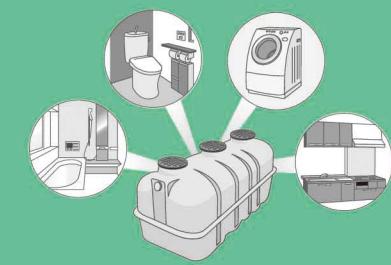
浄化槽からの放流水質をチェックし、浄化槽が十分機能を発揮しているかの検査を年1回行います。検査結果は、浄化槽管理者(使用者)や保守点検業者に通知され、維持管理に生かされます。指定検査機関、または保守点検業者や清掃業者に検査の手続きをしてください。

## ▶指定検査機関

(一社)埼玉県浄化槽協会(501-5707)

～浄化槽 虎の巻～  
適正に使用するために

- 天ぷら油等は、そのまま流さずに古新聞等に染み込ませ、可燃ごみとして出しましょう。
- 食べ残しは流さず、よく水気をきって可燃ごみとして出しましょう。
- トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- 便器の掃除には、なるべく塩素系洗剤を使わないようにしましょう。
- ブロワ(浄化槽に空気を送る機械)の電源は切らないでください。



## 浄化槽の設置、変更、廃止等を行うときは、手続きが必要です！

こんなときは	必要な届出・報告	いつまでに
新しく浄化槽を設置するとき (建築確認を伴う場合は除く)	浄化槽設置届出書	工事着工予定日の10日前まで (一般的な浄化槽の場合)
新しく設置した浄化槽を使い始めたとき	浄化槽使用開始報告書	浄化槽を使い始めた日から30日以内
浄化槽を廃止したとき (下水道への接続や、浄化槽の入れ替えなど、今までの浄化槽を使わなくなったとき)	浄化槽使用廃止届出書	浄化槽を廃止した日から30日以内
浄化槽管理者(使用者)が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	変更となった日から30日以内 (新しく浄化槽管理者(使用者)になった方が届出)

※届出書・報告書の提出先は、生活環境エコタウン課です。